



# 佐賀県公報

平成18年  
5月24日  
(水曜日)  
第12757号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 規則

◎佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 (六七・生産者支援課) 一

### 告示

○青少年に有害な図書等の指定 (三六〇・こども課) 二

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (三六一・地域福祉課) 三

○生活保護法に基づく医療機関の指定 (三六二・ ) 三

○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (三六三・ ) 四

○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (三六四・ ) 五

○生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (三六五・ ) 六

○生活保護法に基づく福祉用具を担当させる機関の指定 (三六六・ ) 六

○生活保護法に基づく介護予防福祉用具を担当させる機関の指定 (三六七・ ) 七

○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更 (三六八・ ) 七

○生活保護法に基づく指定介護機関の開設者の名称及び住所の変更 (三六九・ ) 七

○生活保護法に基づく施設機関の指定 (三七〇・ ) 八

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (三七一・長寿社会課) 八

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (三七二・ ) 九

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の変更 (三七三・ ) 二

○保安林の指定 (三七四・森林整備課) 三

### 公告

○貸金業者の業務の停止

(商工課 三)

○土地改良区の定款変更認可

(農地整備課 三)

教育委員会事項

○落札者等の公示

(公告 三)

### 公布された規則のあらまし

○佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第六十七号)

1 農業改良資金について、貸付対象者に集落営農組織を追加するとともに、当該資金のうち一部の資金については貸付対象者を限定することとした。(第四条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

### 規則

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第六十七号

佐賀県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県農業改良資金貸付規則(平成十四年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「認定」の下に「(以下「貸付認定」という。)を加え、同条第一号ホ中「イからニまでの者を主たる構成員とする」及び「(協業経営、作業受託組織等であるものに限る。)」を削り、「満たすもの」の下に「(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(4)を除く。以下「集落営農組織」という。)」を加え、(1)を削り、(2)を(1)とし、(1)の次に次のように

改正する。

加える。

(2) 一元的に経理を行っていること。

(3) 原則として五年以内に農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。）に組織変更する旨の目標を有していること。

(4) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

(5) 主たる従事者（当該任意団体の運営の中心となる者）が農業経営基盤強化促進法第六条に規定する市町が定める基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。

第四条第一号に次のように加える。

へ 集落営農組織以外の法人格を有しない任意団体（協業経営、作業受託組織等）のうち、イからニまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、ホの(1)に定める規約を有しているもの

第四条第二号中「限る。」の下に「以下「エコファーマー」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第四号ニに掲げる資金については認定農業者又は集落営農組織で貸付認定を受けたもののみを、同号ホ及びへに掲げる資金については認定農業者で貸付認定を受けたもののみを、同号トに掲げる資金のうち農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費その他の費用に充てるのに必要な資金については認定農業者、集落営農組織又はエコファーマーで貸付認定を受けたもののみを貸付対象者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を行った農業改良資金から適用し、同日前に

貸付けの決定を行った農業改良資金については、なお従前の例による。

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第三百六十号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-42	ドキッ!スペシャル 6月号	(株)竹書房	16611-6	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-43	VITAMAN 月刊 ビタミン 6月号	(株)竹書房	07653-6	
"	18-44	COMIC ペンギンクラブ Vol.238 6月号	辰巳出版(株)	17999-6	
"	18-45	Lady's Comic Special AYA 6月号	宙出版	09671-06	
"	18-46	人妻 本当にあったHな話 Vol.11 別冊本当にあったHな話 6月1日号増刊	(株)ぶんか社	18136-6 ㊦-6/28	
"	18-47	もっとすごい本当のH話コレクション 6月号	(株)バウハウス	18763-06	
"	18-48	楽しい三十路体験 volume6 プリギャル6月増刊号	マイウェイ出版(株)	07740-6 ㊦2006-7/26	
"	18-49	ZUBA!【ズバツ!】 6月号	インフォレスト(株)	15529-6	
"	18-50	DOPE〔ドープ〕 JUN. 1 THE AMAZING MAGAZINE FOR MEN	KKベストセラーズ	16639-6	
"	18-51	月刊 メルフレ ボンバー NO-061 6月号	KKベストセラーズ	08513-06	
"	18-52	Chuッ スペシャル 6月号	(株)ワニマガジン社	16151-6	

名称	所在地	廃止年月日
有田共立病院	西松浦郡有田町立部乙二四八五番地三	平成一八・三・一
医療法人せとじまクリニク	鳥栖市真木町一九七四番地四	平成一八・四・一
吉本クリニク	佐賀市兵庫南三丁目一四番一八号	"
医療法人酒井眼科医	武雄市武雄町大字永島一三二四九番地四	"

佐賀県知事 古川 康

平成十八年五月二十四日

●佐賀県告示第三百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

名称	所在地	廃止年月日
西有田共立病院	西松浦郡西有田町大木乙二四八五番地三	平成一八・三・一
せとじまクリニク	鳥栖市真木町一九七四番地四	平成一八・四・一
吉本クリニク	佐賀市堀川町一番一〇号	"
新生堂医院	唐津市東唐津四丁目六番二五号	"
酒井眼科医院	武雄市武雄町大字永島一三二四九番地四	"
町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	"
さらさ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・三・一

佐賀県知事 古川 康

平成十八年五月二十四日

●佐賀県告示第三百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	〃
スマイル歯科医院	三養基郡みやき町大字原古賀七四五〇番地一	平成一八・一・一七
さらさ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・三・一

●佐賀県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 有限会社芝居小屋鵜池  
 所在地 佐賀市諸富町大字大堂千九百四十七番地二
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名称 デイサービス春久一座  
 所在地 佐賀市大和町久池井二千五百八十四番地一  
 サービスの種類 通所介護
- 二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 森永整形外科医院  
 所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名称 森永整形外科医院  
 所在地 佐賀市開成六丁目五番三十七号

- 三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 森永整形外科医院  
 所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名称 森永整形外科医院通所リハビリセンターウエルネス開成  
 所在地 佐賀市開成六丁目五番三十七号  
 サービスの種類 通所リハビリテーション
- 四 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 森永整形外科医院  
 所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名称 森永整形外科医院  
 所在地 佐賀市開成六丁目五番三十七号  
 サービスの種類 短期入所療養介護
- 五 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 有限会社釘本  
 所在地 佐賀市神野西四丁目十二番十二号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名称 ヘルパーネット青空  
 所在地 佐賀市神野西四丁目十二番十二号  
 サービスの種類 訪問介護
- 六 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 有限会社釘本

<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類            名称 グループホームひまわりの郷</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地            名称 有限会社太陽</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類            名称 デイサービスゆうあい山浦</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地            名称 医療法人祐愛会</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類            名称 原古賀紀水苑</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地            名称 株式会社ライフサポートNEO</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類            名称 グループホーム青空</p>
<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地            名称 有限会社秀栄医療設備</p>	<p>(三) 事業所の名称及び所在地            名称 町立太良病院居宅介護支援事業所</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地            名称 太良町</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十八年三月三十一日</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十八年三月三十一日</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p>

●佐賀県告示第三百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事

古川

康

所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号  
 事業所の名称及び所在地

名 称 指定居宅介護支援事業所ウエルネス開成  
 所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号

●佐賀県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人社団三善会

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 デイサービスセンター善

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

サービスの種類 介護予防通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社リップフォード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 株式会社リップフォード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社大平

所在地 小城市牛津町牛津百五十一番地二十四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 株式会社タイエイM&C

所在地 小城市三日町長神田二千二百三十四番地

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

●佐賀県告示第三百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための福祉用具を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社リップフォード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名 称 株式会社リップフォード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社大平

所在地 小城市牛津町牛津百五十一番地二十四

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社タイエイM&C  
所在地 小城市三日月町長神田二千二百三十四番地

●佐賀県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防福祉用具を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社リップフード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社リップフード

所在地 佐賀市鍋島町大字森田九百六十四番地二

二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社大平

所在地 小城市牛津町牛津百五十一番地二十四

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 株式会社タイエイM&C

所在地 小城市三日月町長神田二千二百三十四番地

●佐賀県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業

所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

居宅介護事業

名称	所在地	変更年月日
新 伊万里こころ歯科	伊万里市黒川町塩屋二二七番地一	平成一八・二・一
旧 こころ歯科		

●佐賀県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の名称及び住所を変更した旨の届出があった。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

居宅介護事業

事業所名	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
ケアサポート九州	新 有限会社ケアサ ポート九州	佐賀市兵庫町大字測二 三九一番地二	平成一八・三・三
	旧 有限会社ヒール	佐賀市諸富町大字諸富 津二〇番地一七	

居宅介護支援事業

事業所名	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
居宅介護支援事業 所ありんこ	新 有限会社ケアサ ポート九州	佐賀市兵庫町大字測二 三九一番地二	平成一八・三・三
	旧 有限会社ヒール	佐賀市諸富町大字諸富 津二〇番地一七	

◎佐賀県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所在地	指定年月日
青柳鍼灸院	佐賀市兵庫町若宮一六九二番地三	平成一八・四・一
晃和堂	佐賀市白山二丁目八番二九号	〃
藤本治療院	佐賀市大財六丁目一番六号クラウンビル吉田二〇一	〃

◎佐賀県告示第三百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 株式会社温誠堂  
所在地 唐津市朝日町千三十九番地五
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 株式会社温誠堂福祉事業部  
所在地 唐津市中町千八百二十七番地  
サービスの種類 特定福祉用具販売
- 二 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 合資会社壱ツ屋商店

所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護ショップひとつや

所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地

サービスの種類 特定福祉用具販売

三 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフ・メディカル

所在地 三養基郡みやき町原古賀百六十七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社ライフ・メディカル

所在地 三養基郡みやき町原古賀百六十七番地

サービスの種類 特定福祉用具販売

四 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社やましげ

所在地 伊万里市新天町二番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社やましげ唐津営業所

所在地 唐津市町田六百三十七番地一

サービスの種類 特定福祉用具販売

五 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社お世話宅配便

所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類



<p>八</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社アサヒ 所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社アサヒ 所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七 サービスの種類 特定福祉用具販売</p>	<p>名称 デイサービスお茶しましよ虹の松原</p> <p>所在地 唐津市鏡字虹の松原三千七百六十九番地百二</p> <p>サービスの種類 通所介護</p> <p>六</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ハートウエル 所在地 京都府京都市中京区手洗水町六百七十一番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社ハートウエル佐賀店 所在地 鳥栖市西新町字所熊千四百二十二番地二百九号</p> <p>サービスの種類 特定福祉用具販売</p> <p>七</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社やましげ 所在地 伊万里市新天町二番地五</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社やましげ 所在地 伊万里市新天町二番地五</p> <p>サービスの種類 特定福祉用具販売</p>
<p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社マイルド 所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社マイルド 所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四 サービスの種類 特定福祉用具販売</p>	<p>九</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社マイルド 所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社マイルド 所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四 サービスの種類 特定福祉用具販売</p> <p>◎佐賀県告示第三百七十二号</p> <p>介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。</p> <p>平成十八年五月二十四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社温誠堂 所在地 唐津市朝日町千三十九番地五</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社温誠堂福祉事業部 所在地 唐津市中町千八百二十七番地</p> <p>サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 亀栄建材株式会社 所在地 伊万里市伊万里町乙百八十六番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>

<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 唐津市佐志千百五十六番地二十六</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ハート</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 伊万里市二里町大里甲千四百二十一番地 名称 イー・エム・エーメディカル</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 合資会社壱ツ屋商店 所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護ショップひとつや 所在地 武雄市武雄町武雄七千二百七十二番地 サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 伊万里市二里町大里甲千四百二十一番地 名称 イー・エム・エーメディカル</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社イー・エム・エー</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p>	<p>ア 名称 LIFA伊万里亀栄建材株式会社ショールーム 所在地 伊万里市伊万里町乙百八十六番地 サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>イ 名称 LIFA伊万里亀栄建材株式会社ショールーム 所在地 伊万里市伊万里町乙百八十六番地 サービスの種類 介護予防福祉用具貸与</p>
<p>サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 京都府京都市中京区手洗水町六百七十一番地 名称 株式会社ハートウエル</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社ハートウエル</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスこもれび 所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一 サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ヴァンヴェール 所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスお茶しましよ虹の松原 所在地 唐津市鏡字虹の松原三千七百六十九番地百二</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社お世話宅配便 所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p>	<p>名称 デイサービス野々庵 所在地 唐津市浜玉町東山田二千八十四番地一 サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社お世話宅配便 所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年五月一日</p>

九 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社やましげ

所在地 伊万里市新天町二番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社やましげ

所在地 伊万里市新天町二番地五

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

十 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社アサヒ

所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社アサヒ

所在地 武雄市武内町真手野二万八千二百五十六番地七

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

十一 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社マイルド

所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社マイルド

所在地 鹿島市大字納富分三千九百四十七番地四

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

十二 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ライフ・メディカル

所在地 三養基郡みやき町原古賀百六十七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社ライフ・メディカル

所在地 三養基郡みやき町原古賀百六十七番地

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

十三 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社やましげ

所在地 伊万里市新天町二番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社やましげ唐津営業所

所在地 唐津市町田六百三十七番地一

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

十四 (一) 指定年月日 平成十八年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 伊万里有田地区特別養護老人ホーム組合

所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 「くにみ」短期入所生活介護事業所

所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十番地

サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

●佐賀県告示第三百七十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条及び第一百五十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称		所在地	変更年月日
	旧	新		
通所介護及び介護予防通所介護	特定非営利活動法人ゆたたり宅老所おおうら	特定非営利活動法人ゆたたり宅老所ほんまち	藤津郡太良町大字大浦字大畑丙八二三番地二	平成一八・三・二七
	特定非営利活動法人ゆたたり宅老所ほんまち		藤津郡太良町大字糸岐一四三〇番地	

●佐賀県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成十八年五月二十四日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林の所在場所

西松浦郡有田町字稗古場一九三八

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○ 公 告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1号の規定により、次のとおり、業務（弁済の受領を除く。）の停止を命じた。

平成18年5月24日

佐賀県知事 古川 康

1 処分を受けた貸金業者

(1) 住所 佐賀郡東与賀町大字下古賀1240番地25

(2) 商号又は名称 OFFICE匠永

(3) 氏名 本村 直樹

(4) 主たる営業所の所在地 佐賀市鍋島町大字森田2053番地3

(5) 登録番号 佐賀県知事(1)第00852号

(6) 登録年月日 平成16年6月17日

2 処分をした年月日

平成18年5月9日

3 業務停止の期間

平成18年5月16日から貸金業の規制等に関する法律第24条の7第8項に規定する届出が提出されるまでの間（ただし、180日間を限度とする。）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年5月16日大詫間土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年5月24日

佐賀県知事 古川 康

## ○ 教育委員会事項

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年5月24日

収支等命令者

佐賀県教育センター所長 宮 崎 正 則

- 1 落札に係る借入物品の名称  
情報教育コンピュータシステム 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成18年4月7日
- 4 落札決定日 平成18年4月27日
- 5 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 株式会社学映システム 代表取締役 岡村 祐臣
  - (2) 住所 佐賀市鍋島町大字森田902番地
- 6 落札価格 金22,478,400円(消費税及び地方消費税額を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 佐賀県教育センター 総務課
  - (2) 所在地 佐賀市大和町大字川上

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年五月二十四日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷



**R100**

古紙配合率100%再生紙を使用しています